

保護者様

京田辺市立薪小学校
校長 辻村 登喜男

出席停止のお知らせ

お子様の病気が、学校保健安全法施行規則第十九条の規定により、「出席停止」に該当いたしますので、ご家庭において医師と相談の上適切な処置をとられますようお知らせします。つきましては、登校については医師の指示に従って下さい。

なお、登校時に下記「登校届」をご家庭でご記入いただき、担任までご提出下さい。

(※ なお、医師の診断書や証明書は必要ありません。)

[学校感染症と出席停止の期間の基準] 下線の部分は平成24年4月1日に改正されています。

- インフルエンザ 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで

*期間を別表で確認してください。
- 百日咳 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹（はしか） 解熱した後三日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風しん（三日ばしか） 発しんが消失するまで
- 水痘（水ぼうそう） すべての発しんが痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱） 主要症状が消退した後二日を経過するまで
- 結核・髄膜炎菌性髄膜炎 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
- その他の感染症 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
 ()

キリトリセン

登校届

年 組 氏名

上記の者 _____ のため、 月 日 から 月 日まで休養しました。

() 医師から登校してもよいと言われましたので登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印